

高額療養費制度改正(R8.8～) 70歳未満

所得区分	所得要件※1	月額上限	年間上限※2
ア	901万円超	$270,300 + (\text{総医療費} - 901,000) \times 1\%$ < 140,100 >	168万円
イ	600万円～901万円	$179,100 + (\text{総医療費} - 597,000) \times 1\%$ < 93,000 >	111万円
ウ	210万円～600万円	$85,800 + (\text{総医療費} - 286,000) \times 1\%$ < 44,400 >	53万円
エ	210万円以下	61,500 < 44,400 >	53万円※3
オ	市民税非課税世帯	36,900 < 24,600 >	29万円

※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額など

※2 月単位の上限額に到達しない方でも年間上限に達した場合は当該年においてそれ以上の負担は不要になります

※3 一部41万円

< > 4回目以降の限度額

高額療養費制度改正(R8.8～) 70歳以上

	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年間上限※1
現Ⅲ	690万円以上 (市民税課税所得)	$270,300 + (\text{総医療費} - 901,000) \times 1\%$ < 140,100 >		168万円
現Ⅱ	380万円以上 (市民税課税所得)	$179,100 + (\text{総医療費} - 597,000) \times 1\%$ < 93,000 >		111万円
現Ⅰ	145万円以上 (市民税課税所得)	$85,800 + (\text{総医療費} - 286,000) \times 1\%$ < 44,400 >		53万円
一般	145万円未満 (市民税課税所得)	22,000円 (216,000)	61,500円 < 44,400 >	53万円※2
低Ⅱ	市民税非課税 (低Ⅰ以外)	11,000円 (96,000)	25,700円 < 24,600 >	29万円
低Ⅰ	市民税非課税	8,000	15,700円	18万円

低Ⅰ： 同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が市民税非課税で、その世帯の各所得（給与は給与所得控除後さらに10万円を控除、年金は控除額を82万6,500円として計算）が0円となる人

※1 月単位の上限額に到達しない方でも年間上限に達した場合は当該年においてそれ以上の負担は不要になります

※2 一部41万円

< > 4回目以降の限度額

() 年間外来の限度額